

サービス統計・企業統計部会の審議状況について
(経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更)(報告)

資料2

I 経済センサス-基礎調査の変更

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1)変更の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年調査では、法人番号公表サイトから法人情報(約160万法人)を追加した名簿で実施した結果、母集団DBのカバレッジが拡大。他方、統計調査員等の負担軽減のため、基本的事項(売上高、従業者数等)の把握は新規把握事業所のみとしたため、存続事業所・企業の基本的事項の更新が課題 ○ 総務省統計局は、母集団DBの有用性向上のため、基本的事項の更新範囲や頻度、本調査の実施の方向性について有識者を交えて検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業所を持つ法人は、経済構造実態調査や照会業務等により毎年更新 ・ 単独事業所法人及び個人経営の事業所(雇用者あり)は、本調査により経済センサス-活動調査の中間年に一度更新 ・ 本調査は、民間事業者を活用したオンライン・郵送調査により、経済センサス-活動調査の中間年に、5年周期で実施 	●			<p>【適当と整理】 (今後の母集団DB更新の方向性やその中での本調査の役割は妥当。また、本調査の変更の方向性については、過去の調査方法と比較して、経済構造統計の体系的な整備や母集団DBの適切な整備の観点から、メリットがデメリットを上回るものと評価。さらに、本調査を経済センサス-活動調査の中間年に一度の頻度で実施する必要性についても確認)</p> <p>(調査目的の変更については、上記のほか、調査事項として把握を予定している内容に対応したものであり適当と評価)</p> <p>【委員からの主な意見】 ◆母集団DBの精度向上のためには、経済構造実態調査の回答率向上や欠損のない回答を得るための努力を引き続きお願いしたい。 ◆より良い母集団DBの整備には、事業所の移転や廃業の情報の管理が重要であり、民間事業者を活用して確認を行う際は、架電の回数などを仕様書に明記するなどにより、母集団DBの質の確保につながるようお願いしたい。</p>
(2)調査目的の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所及び企業の活動状況等の把握から、基本的事項の把握を目的とする記載ぶりに変更 	●			
(3)調査対象の範囲及び報告者数の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人経営の事業所(雇用者なし)については、今後は5年に一度の経済センサス-活動調査において更新することとし、本調査の調査対象から除外 	●			<p>【適当と整理】 (母集団DB更新の方向性に基づくものであり、統計調査員等の負担軽減や費用対効果の観点から適当と評価。また、本調査の調査対象名簿の整備については、行政記録情報や法人番号サイト情報等を活用し、調査実施直前までの情報を反映することとしており妥当と判断。なお、個人経営の事業所について雇用者の有無で区分することについては、労働保険情報との整合性の観点から問題ないことを確認)</p> <p>【委員からの主な意見】 ◆個人経営の事業所(雇用者なし)の把握に関しては、将来的に税情報を活用して把握できるようになることが望ましい。 ◆副業やフリーランス等の多様な働き方が広まっている中で、経済構造的な確かな把握の観点から、個人経営の事業所(雇用者なし)の調査頻度を上げることについて引き続き検討してほしい。</p>
(4)調査方法の変更	<p>【甲調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して、オンライン・郵送調査により実施 	●			<p>【適当と整理】 (既存事業所についても基本的事項を把握するため、オンライン・郵送調査に変更するもの。地方公共団体及び統計調査員の負担軽減等の観点から適当と評価。事前依頼はがきが不達となった場合は、調査事務を受託した民間事業者が電話やHP等で移転等情報を確認し、正しい送付先に調査票を送付することを確認。また、民間事業者については、全国一律の対応となるよう指導することを確認)</p> <p>【委員からの主な意見】 ◆大規模調査を行う場合、周知や情報提供が重要。ウェビナー等により回答者に対する直接的な支援を検討してほしい。 ◆今後ナッジ手法を活用する際は、何が最もオンライン回答への誘導に効果的であったか把握してほしい。</p>

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(5)調査事項の変更	【甲調査】 ① 本社一括調査とするため、「調査票A」(支所となる事業所を有する企業等)と「調査票B」(それ以外の事業所)を新設 ② 従業者数に関する調査事項を縮減 ③ 事業所の活動状態に関する調査事項を削除 ④ 事業所の主な事業の内容について、「事業の業態」欄を削除 ⑤ 事業所の開設時期について、年月を記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択する方式へ変更 ⑥ 経営組織に関する選択肢について、「個人経営(雇用者なし)」を追加 ⑦ 経済構造実態調査及び個人企業経済調査と重複する調査事項は回答不要とし、それぞれの調査から基礎調査へデータの移送を実施		●		(第2回部会で審議)
	【乙調査】 ① 職員数に関する調査事項を縮減 ② 管理・運営を委託している事業所に関する事項の削除		●		(第2回部会で審議)
(6)報告を求める期間の変更	【甲調査】 ① 調査周期を「1回限り」から「5年周期」に変更 ② 調査実施期間を「6月1日～翌年3月31日」から「5月上旬～7月下旬」に変更		●		(第2回部会で審議)
(7)集計事項の変更	○ 甲調査については、令和元年調査では、事業所の活動状況に関する集計と新規把握事業所に関する集計のみであったが、今回は既存事業所を含めて詳細な集計を行う予定 ○ (5)調査事項の変更を踏まえた集計事項の変更を予定		●		(第2回部会で審議)
(8)公表の期日の変更	○ 甲調査(速報)及び乙調査の公表を調査実施翌年6月末日から同5月末日に1か月前倒し		●		(第2回部会で審議)
2 統計委員会諮問第113号の答申(平成30年8月28日付け)における「今後の課題」への対応状況	① 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、本調査の公表後に参考提供することについて検討すること。		●		(第2回部会で審議)
	② 母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。については、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。		●		1(1)及び(2)の審議の中で議論
	③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。		●		(第2回部会で審議)

II 経済構造実態調査の変更

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1)集計事項の変更	○ 個人経営の企業及び事業所について、母集団名簿情報を元に個票単位で推計して全体を集計することにより、本調査の集計範囲を拡大		●		(第2回部会で審議)
(2)公表期日の変更	○ 追加する集計表については、これまでの三次公表に加え、四次公表として調査実施翌々年の3月末までに公表することとし、公表の期日を追加		●		(第2回部会で審議)
2 統計委員会諮問第149号の答申(令和3年6月30日付け)及び総政審第235-1号(令和3年7月9日付け)による承認時に指摘された「今後の課題」への対応状況	○ 「支払利息」については、その利活用状況や活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。 ○ 本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、「経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見についてー支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性ー」での指摘に留意すること。		●		(第2回部会で審議)

(注) 第1回 (第115回サービス統計・企業統計部会) は、4月7日(金)に開催
 第2回 (第116回サービス統計・企業統計部会) は、4月24日(月)に開催
 第3回 (第117回サービス統計・企業統計部会) は、5月19日(金)に開催予定